

当施設における「居住費」と「食費」の料金は、所得段階により利用者負担額が異なります。

利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階第1・第2・第3段階にあり、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方です。

●利用者負担 第1段階

- 生活保護を受給している方など
- 世帯全員が市町村民税非課税者でかつ高齢福祉年金を受給している方

●利用者負担 第2段階

- 世帯全員が市町村民税非課税者でかつ課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

●利用者負担 第3段階

- 世帯全員が市町村民税非課税者でかつ利用者負担第2段階以外の方

●利用者負担 第4段階

- 利用者負担第1段階～第3段階に該当しない方

※上記「世帯全員」とは世帯を分離している配偶者を含みます。

なお、利用者負担第1段階から第3段階までは、市町村の窓口申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設に提示する必要があります。

施設で申請の手続きをご説明いたしますので相談員までご相談ください。



社会福祉法人

遊心苑

〒010-0822 秋田県秋田市添川字境内川原 196 番地 1

TEL.018-831-3666

FAX.018-831-3560

URL <http://www.yushinen.or.jp/>

入所・ショートステイ・通所リハビリテーション
訪問リハビリテーションなどのご利用に関する
お問い合わせおよび施設の見学につきましては、
いつでもご相談に応じております。
上記までご連絡ください。

社会福祉法人

遊心苑

利用料一覧

令和元年10月1日現在

利用料金は介護保険負担割合証の負担割合により、1割、2割または3割の自己負担となります。本利用料一覧は1割負担の方の自己負担額を表示しております。

